

受講者  
募集中!

登録販売者のスキルアップにご活用下さい

# ファーマシーアシスタント研修

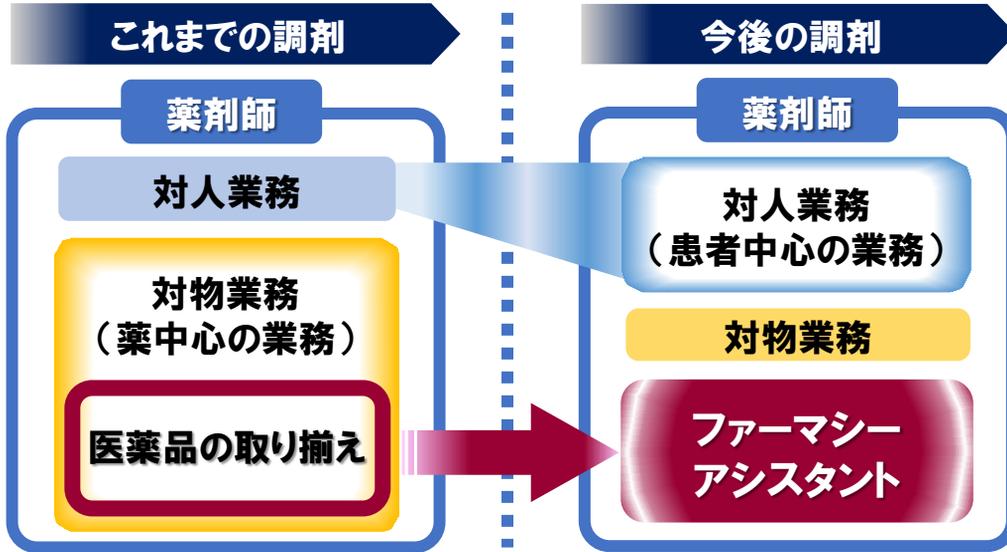
— 対物業務から対人業務に移行をアシスト —

## 本研修の目的

本研修は厚生労働省が発出した通知「調剤業務のあり方について」（平成31年4月2日付・次頁参照）に基づき、薬剤師以外の方が、調剤業務を行うために薬事衛生上必要な知識等を習得し、調剤補助業務を行えるようになるための研修です。



## ファーマシーアシスタントの役割



医療サービスの  
質の向上

今後、薬剤師は対物業務から対人業務に大きくシフトするために、狭義の調剤（医薬品の取り揃えなど）は薬剤師の責任のもとで非薬剤師が実施できる体制に再構築していく必要があります。

薬局ごとの申し合わせ事項や調剤内規、実習等、実際に非薬剤師に調剤補助業務を行わせる場合に必要な重要知識・技術等については、各薬局の薬剤師の責任のもと、OJT等を含めて、計画的に記録を残して実施して下さい。

## 研修プログラム

研修は専門講師によるeラーニング（約2時間30分）

第1章	ファーマシーアシスタントの基礎知識	約50分
第2章	ファーマシーアシスタントの業務手順	約70分
第3章	模擬処方による例題	約30分
確認試験		20問

## 申込みから受講までの流れ



### 個人でのお申込み

WEB専用フォームよりお申込み下さい。



### 企業団体でのお申込み

企業団体申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送りください。



ファーマシーアシスタント研修のお申込み



**受講料** 会員\* 1,980 円(税込み)  
非会員 3,300 円(税込み)

\*会員は日本チェーンドラッグストア協会、日本医薬品登録販売者協会、日本薬局協励会に加入の方（または加入するドラッグストア等に従事している方）が対象になります。

お問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL: 045-478-5453 E-mail: asst@yakken-ctr.jp

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
( 公 印 省 略 )

## 調剤業務のあり方について

日頃から薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条においては、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときを除き、薬剤師以外の者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定しています。

調剤業務のあり方については、平成28年度厚生労働科学特別研究事業「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において、「機械の使用や薬剤師の指示により他の従業者に行わせること」について検討が行われていたところであり、当該研究結果も踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」（平成30年12月25日）において、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があり、「調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされたところです。

このため、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方について、下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただくようお願いいたします。

なお、今後、下記2に示す業務を含む具体的な業務に関しては、薬局における対物業務の効率化に向けた取組の推進に資するよう、情報通信技術を活用するものも含め、有識者の意見を聴きつつ更に整理を行い、別途通知することとしていることを申し添えます。

### 記

- 1 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは、差し支えないこと。なお、この場合であっても、調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要があること。
  - ・当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること
  - ・薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと
  - ・当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること
- 2 具体的には、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品（PTPシート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為については、上記1に該当するものであること。
- 3 「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」（平成27年6月25日付薬食総発0625第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき、薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があっても、引き続き、薬剤師法第19条に違反すること。ただし、このことは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。
- 4 なお、以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、調剤に該当しない行為として取り扱って差し支えないこと。
  - ・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
  - ・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
  - ・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為
- 5 薬局開設者は、薬局において、上記の考え方を踏まえ薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあつては、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講じること。